

令和 7 年度監査年度計画

令和 7 年 3 月 19 日策定

浜松市監査基準（令和 2 年浜松市監査委員告示第 2 号。以下「監査基準」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度監査年度計画を定める。

1 基本的な考え方

(1)趣旨

監査等（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為をいう。以下同じ。）を通じて専門的な見地からチェック機能を果たす役割を担うことで、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任に資するものとする。

(2)監査等の観点

監査等の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえたものとする。

(3) 効率的・効果的な監査等の実施

効率的・効果的な監査等を実施するため、重点項目を絞り込み、具体的な視点、着眼点を設定し、監査等の「選択と集中」を図る。また、その設定に当たっては、市に不当な損害を与えるおそれが大きく、市にとってリスクが高い行為又は不作為を優先的に選択し、業務全般が法令等に基づき適正に執行されているかについて、リスク・アプローチの観点から監査等を実施する。実施に当たっては、監査基準第 14 条に基づき、各種の監査等の有機的な連携及び調整を図るものとする。

(4) 内部統制に依拠した監査等の実施

市長が行う内部統制の評価及び監査委員の審査の結果を前提に、リスクに応じた監査の重点化・効率化を図るなど、内部統制に依拠した監査を実施する。

(5) 監査等の結果の取扱い

ア 市民に分かりやすい監査等の結果の公表

監査等の結果について、行政の透明性確保と市民への説明責任に資するものとなるよう、簡潔かつ具体的な内容とするよう努める。

併せて、監査等の実施状況を分かりやすくまとめた「監査のあらまし」を作成し、公表する。

イ 「指摘(勧告)」への対応

監査等の結果の報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項に対する「指摘(勧告)」については、早期の是正を促すとともに、是正されないものについては、措置が講じられるまで必要な指導を実施し、監査等の効果が最大限発揮され

るよう努める。

ウ 「意見」の積極的な活用

監査の結果、組織及び運営の合理化等に資すると認められるものにあつては、監査基準第 18 条第 1 項第 2 号により、当該結果に関する報告に意見を積極的に添えることとする。

また、監査基準第 6 条の指導的機能を発揮し、監査等の実効性を高めるため、当該意見への対応状況等を定期的に確認等することとする。

エ 「指導」の活用

監査等において見受けられた、指摘事項の項目に該当する事項のうち比較的軽微なものに対しては、監査対象部局の長に対して「指導」を通知し、早期の是正を促すとともに、内部統制の観点から当該部局以外の部局にも周知するものとする。

2 監査体制・機能の向上等について

(1) 年度を通した監査等の担当制の実施

監査等の実施に当たっては、事務局職員が担当する部局、会計を年度当初に明確にし、効率的な情報収集に基づく有機的かつ効果的な監査等の実施に努める。

(2) 公認会計士の任用

公認会計士を非常勤職員として任用し、財務監査、財政援助団体等監査、公営企業会計に係る決算審査等における計画作成や調査手法の検討、調査の実施及び監査等の結果のフォローアップなどにおいて専門的知見を活用するとともに、会計・監査等に関する研修の実施、市の監査機能の充実強化に向けた提言等を通じて、監査業務の充実を図る。

(3) 弁護士の任用

弁護士を非常勤職員として任用し、財務監査における契約事務、債権管理や住民監査請求に基づく監査等における法的観点からの助言等を得るとともに、法務に関する研修の実施等を通じて、監査業務の充実を図る。

(4) 工事監査の充実・強化

工事監査について、外部資源の活用により監査の充実・強化を図る。

ア 外部委託による調査事務の充実・強化

調査事務の一部を高度かつ専門の知識を有する事業者に委託することで、監査の充実・強化を図る。

イ 工事監査調整官の任用

工事に関し十分な知識経験を有する者を工事監査調整官（非常勤職員）として任用し、専門的見地に基づく助言等を受けることにより、現地調査及び監査の充実・強化を図る。

(5) 事務局職員の資質向上

監査基準第 7 条第 2 項に基づき、監査事務局の職員に対して、専門能力の向上と知識の蓄積により監査事務の適正な執行に必要な資質の向上が図られるよう、監査事務局職員人材育成基本方針に基づき、計画的・体系的・組織的な育成に取り組む。

(6) 監査事務のPDCAサイクルの実施

監査等の視点、手法等については、前例にとらわれず必要の都度見直しを図るとともに、年度末に実施状況等を確認し、その結果を次年度の計画に適宜反映する。

(7) 監査事務におけるデジタル技術の積極活用

効果的・効率的な監査の実施、関係者の負担軽減等に向けて、監査等のオンライン実施やタブレット端末等の活用、監査資料等のペーパーレス化、ビジネスチャットの活用、議事録作成の AI 活用など、監査事務におけるデジタル技術活用に積極的に取り組む。

3 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査

ア 財務監査

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、原則として、全ての部局を対象に 2 年に 1 度のサイクルで実施する。

イ 学校監査

法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、市立小学校及び中学校の財務に関する事務の執行及び管理等が、適正かつ効率的に行われているかについて、原則として、全ての市立小中学校を対象に 6 年に 1 度のサイクルで実施する。

監査に当たっては、私費会計や物品の管理はもとより、包括外部監査の結果等を参考に、時宜に合ったリスクの高い事項を監査対象として抽出し、重点項目とする。

ウ 工事監査

法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、市が発注した土木工事等の中から監査対象工事を抽出し、計画、設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかについて実施する。

なお、技術等に関する高度・専門の知識を要する工事監査の特徴を踏まえ、工事監査調整官の活用や専門機関への調査の一部委託を実施する。

(2) 行政監査

法第 199 条第 2 項の規定に基づき、事務の執行が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、組織及び運営の合理化に努めているかについて、定期監査及び公営企業会計決算審査に併せて実施する。

業務上の必要性から市職員が管理している団体の事務執行については、団体が所有

する準公金が厳正かつ適正に管理されているか、団体における事件、事故の未然防止や効果的な事務局運営がされているかなどの観点から、引き続き確認していく。

また、職員による事件、事故など、市の信用を著しく失墜する行為に対しては、年度を通じて実施する。

(3) 随時監査

法第 199 条第 5 項の規定に基づき、公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、同会計の決算審査に併せて実施する。

(4) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事業の出納その他の事務について、当該事業が補助金等の交付目的に従って執行されているか、事業は計画及び交付条件に従って実施されているかを主眼に監査を実施する。

イ 出資団体監査

法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が出資している団体で政令で定めるもの(出資比率 4 分の 1 以上)の中から抽出し、その出納その他の事務について、事業が出資の目的に従って執行されているか、団体の経営成績及び財政状態は良好であるかを主眼に監査を実施する。

ウ 公の施設の指定管理者監査

法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている指定管理者の中から抽出し、当該公の施設の管理に係る出納その他の事務について、法令、条例等に基づき適正に執行されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理がされているか、市民サービスの向上につながっているかを主眼に監査を実施する。

(5) 決算審査

ア 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及びその他関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確であるか、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを審査する。

イ 公営企業会計決算審査

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された各公営企業会計の決算書類及びその他関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを審査する。

ウ 財産区特別会計決算審査

法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された各財産区会計歳入歳出決算書及びその他関係書類について、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを審査する。

(6) 例月出納検査

法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月例日を定めて実施する。

また、公営企業会計については、毎月の経営状況の確認も併せて行い、その結果を決算審査等にも活用する。

(7) 基金運用審査

法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付された基金運用状況報告書について、計数が正確かについて確認するとともに、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかを審査する。

(8) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定に基づき審査に付された、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、その正確性を審査する。

(9) 内部統制評価報告書審査

法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された内部統制評価報告書について、定期監査等において確認した内部統制の整備状況及び運用状況を参考にして、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを検証する。

(10) その他の監査

次に掲げる監査については、その必要があると認めるとき又は請求若しくは要求があったときに実施する。

なお、市民、議会等からの監査請求等に対しては、この年度計画にかかわらず、他の業務に優先して対応する。

ア 住民の直接請求に基づく監査

イ 議会の請求に基づく監査

ウ 行政監査((2)以外のもの)

エ 随時監査((3)以外のもの)

オ 財政援助団体等監査((4)以外のもの)

カ 市長の要求に基づく監査

キ 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査

ク 住民監査請求に基づく監査

ケ 職員の賠償責任に関する監査

4 監査等の実施予定時期及び実施体制(注)

監査等の種類		実施予定時期
(1) 定期監査	ア 財務監査	7月～3月
	イ 学校監査	7月～12月
	ウ 工事監査	6月～3月
(2) 行政監査		6月～3月 (定期監査に併せて実施するもの) 4月～8月(公営企業会計決算審査に併せて実施するもの) 4月～3月(職員による事件、事故など) その他必要があると認めるとき
(3) 随時監査		4月～8月(公営企業会計決算審査に併せて実施するもの) その他必要があると認めるとき
(4) 財政援助団体等監査 ※財務監査と並行して実施		7月～3月 その他必要があると認めるとき
(5) 決算審査	ア 一般会計・特別会計 歳入歳出決算審査	7月～8月
	イ 公営企業会計決算審査	5月～8月
	ウ 財産区会計決算審査	7月～8月
(6) 例月出納検査		毎月
(7) 基金運用審査		7月～8月
(8) 健全化判断比率等審査		7月～8月
(9) 内部統制評価報告書審査		6月～8月
(10) その他の監査		必要があると認めるとき又は請求若しくは要求があったとき

(注) 実施体制については、実施計画で定める。